

第2部 障害者施策の総合的展開 (新宿区障害者計画)

第1章 障害者施策の体系

3つの基本目標にそれぞれ個別目標を設け、計画を支える施策を「基本施策」、
「個別施策」として示しました。

基本理念	基本目標	個別目標
<p>◇ 必要な時に必要な支援が得られる地域社会の実現</p> <p>◇ バリアフリー社会の実現</p> <p>◇ 障害者が尊厳を持って生活できる地域社会の実現</p>	<p>1 安心して地域生活を送れるための支援</p>	<p>1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実</p> <p>2 地域生活への移行の推進</p> <p>3 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援</p>
	<p>2 ライフステージに応じた成長と自立への支援</p>	<p>1 障害等の早期発見と成長・発達への支援</p> <p>2 多様な就労支援</p> <p>3 社会活動の支援</p>
	<p>3 地域社会におけるバリアフリーの促進</p>	<p>1 こころのバリアフリーの促進</p> <p>2 福祉のまちづくりの促進</p>

基本施策	個別施策
1. 地域で日常生活を継続するための支援	(1) 相談支援の充実 (2) 日常生活を支える支援の充実 (3) 保健医療サービスの充実 (4) 経済的自立への支援 (5) 家族への支援
2. サービスの質の向上のための支援	(6) 利用者支援と苦情相談の充実 (7) サービスを担う人材の育成 (8) 事業者への支援・指導の充実
3. 地域ネットワークの構築	(9) 相談支援体制の構築 【重点的な取り組み】 (10) 地域の社会資源ネットワークの有効活用
1. 地域生活移行への支援	(11) 施設からの地域生活移行の支援 (12) 病院からの地域生活移行の支援 【重点的な取り組み】
2. 地域で生活するための基盤整備	(13) 日中活動の充実 (14) 住まいの場の充実 (15) 入所支援施設の設定及び支援
1. 障害者の権利を守り 安全に生活できるための支援	(16) 権利擁護の推進 (17) 虐待の防止 (18) 防災対策の推進 (19) 消費者被害の防止
1. 子どもの発達に即した支援の充実	(20) 障害等の早期発見・早期支援 (21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実
2. 障害等のある子どもの療育、 保育、教育、福祉の充実	(22) 療育・保育・教育の支援体制の充実 (23) 放課後支援等の日中活動の充実 (24) 障害等のある子どもへの専門相談の推進【重点的な取り組み】 (25) 学校教育修了後の進路の確保
1. 多岐就労ニーズに対応できる重層的支援体制の充実	(26) 就労支援の充実 【重点的な取り組み】 (27) 施設における就労支援の充実
2. 安心して働き続けられるための支援	(28) 就労の継続及び復職等の支援の強化
1. 社会参加の充実	(29) コミュニケーション支援・移動支援の充実 (30) 文化・スポーツ等への参加の促進 (31) 社会参加の促進への支援の充実
1. 障害理解の促進	(32) 障害理解への啓発活動の促進 (33) 障害理解教育の推進 (34) 広報活動の充実
2. 交流機会の拡大、充実による理解の促進	(35) 互いに交流しあえる機会の充実 (36) 地域で交流する機会の充実
3. 情報面のバリアフリーの促進	(37) 多様な手法による情報提供の充実
1. 人にやさしいまちづくり	(38) ユーバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進【重点的な取り組み】
2. 人にやさしい建築物づくり	(39) 建築物や住宅のバリアフリーの普及

第2章 重点的な取り組み

本計画では、「基本目標」の実現に向けて、特に積極的な取り組みにより事業を推進していく必要がある次の5つの「個別施策」を、重点的な取り組みとして掲げました。

1. 相談支援体制の構築

相談支援体制の充実を進め、すべての障害者に対応できる身近な相談窓口を目指すとともに、関係機関や団体、支援に協力する地域の人たちとの総合的なネットワークを構築します。(個別施策(9))

2. 病院からの地域生活移行の支援

受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者の地域生活移行を促進するため、障害者自立支援法のサービスとして平成24年度から地域移行支援・地域定着支援が個別給付化されます。併せて退院支援の新たな仕組みづくりや必要なサービスの基盤整備等について検討し、安心して地域生活が送れるように支援体制を整備します。(個別施策(12))

3. 障害等のある子どもへの専門相談の推進

障害や発達に心配のある子どもの相談・支援環境を整備します。関係機関との連携を充実させ、継続した相談・支援を実施します。(個別施策(24))

4.就労支援の充実

区内の企業や関係機関との連携・協力により、障害者の受け入れの拡大と、障害者が働きやすい環境づくりを進めます。また、新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて総合的な就労支援を実施します。（個別施策(26)）

5.ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

ユニバーサルデザイン・ガイドラインを策定しました。区民や事業者等に対し、ガイドラインの普及啓発を行い、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。（個別施策(38)）

第3章 施策の展開

基本目標1 安心して地域生活が 送れるための支援

個別目標1 個々のニーズに応じた福祉サービスの提供と充実

基本施策1 地域で日常生活を継続するための支援

現状と課題

- ① 区内には、障害者等が福祉サービス等について相談できる窓口が14箇所ありますが、基幹相談支援センターの設置や支給決定プロセスの見直しに伴い、新たな支援のあり方が求められています。
今後は、発達障害や高次脳機能障害等への対応を含め、より専門的な相談に対応していくことも必要です。
また、心身に障害のある子どもや発達等に心配のある子どもについては、子ども総合センター（発達支援コーナー）で保護者からの相談や、子育て相談等を行う他の機関からの紹介を受け、専門相談を行っています。子どもの発達段階に応じて必要な支援が継続的に提供されていくためにも、センターから学校へ繋がる連携のあり方が課題です。
- ② 障害者自立支援法では、障害者自身がサービスの選択をすることになっていますが、必要なサービスを受けたいときや、複数のサービスを受けるときには、サービス提供事業者間のコーディネート等の支援が必要となります。
今後は、福祉サービスを利用するための支援や、福祉サービスのより一層の充実が求められています。
- ③ 糖尿病のコントロールが悪いと、視力障害や慢性腎不全等の障害が起きるように、生活習慣病は障害の原因となります。そのため、障害の原因となる生活習慣病の予防、早期発見・早期治療、悪化防止や合併症の予防が重要です。
また、難病等は長期の療養となるため、適切な療養環境や生活の質が確保されるような支援が必要です。

- ④ 現在、日本では約 320 万人余りの人が精神疾患の治療を受けており、患者数は増えています。新宿区においても自立支援医療（精神通院医療費）の公費負担制度の受給者（P15参照）は増加傾向にあります。「精神疾患」は、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」「糖尿病」に並んで、国民病ともいえる5疾病になっており、こころの健康づくりや早期相談・早期治療等への対策が必要です。
- ⑤ 重度の障害や常時医療を必要とする場合でも、地域で安心して生活していくために、福祉サービスの利用に加え、訪問看護等、医療面からの支援体制の充実もあわせて求められています。
- ⑥ 障害者に対する経済的支援は、国の所得保障政策等により各種年金や手当等が支給され、東京都や新宿区でも独自の手当等の支給を行っています。
また、就労支援事業等を充実させ、障害者の生活基盤を支え、経済的な自立を支援していくことが必要となっています。
- ⑦ 障害者を介護している家族の負担を軽減するために、短期入所や日中一時支援等のサービスがあります。障害者の家族を中心にニーズが多く、増床や利用日数等の拡充、利便性の向上が求められています。また、介護する家族の高齢化も大きな課題となっています。

個別施策の方向

（1）相談支援の充実

- ① 区は地域の身近な場所で、サービス利用に関する情報提供を行えるように、基幹相談支援センターを中核として、当事者及び関係機関等と連携をしながら、相談支援体制を強化します。
また、必要に応じて複数のサービスを適切に結び付けるなど、総合的かつ継続的な支援を行うために、セルフケアマネジメントの視点も十分に配慮した「サービス等利用計画」*の作成を利用者と共に行い、障害者のサービス利用を支援していきます。
- ② 相談の方法がわからないなど、福祉サービスの情報の入手方法が困難なために必要なサービスを受けていない方に対して、どのように情報を提供していくか、「新宿区障害者地域自立支援協議会」を中心に、新宿区の特性にあった相談体制や情報提供の方法を検討しながら相談支援を充実していきます。
また、発達障害や高次脳機能障害のある人とその家族等からの相談に応じ、適切なサービスが利用できるよう支援していきます。

- ③ 平成23年4月に開設した「子ども総合センター」において、発達等に心配のある子どもと、家族への支援の充実を図りました。

(「個別施策(24)障害等のある子どもへの専門相談の推進」をご覧ください)

施策に関する主な事業

- ・発達相談（電話相談/来所相談）
- ・発達支援
（集団一親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導一作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- ・障害幼児一時保育
- ・在宅児等訪問支援

第3期障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業

- ・計画相談支援 ・相談支援 ・基幹相談支援センター ・障害者地域自立支援協議会
- ・居住サポート ・成年後見制度*利用支援
- ・児童発達支援

トピックス

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする、「基幹相談支援センター」を、平成24年4月から、区直営により障害者福祉課内に設置します。

基幹相談支援センターでは、次の業務を実施していきます。

- ① 障害者等の相談支援、情報提供、相談支援事業者への助言、成年後見相談、虐待相談を行います。
- ② 相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援を行うとともに、障害別個々のケースへの日常的な対応やケース会議を必要に応じて実施します。
- ③ 事業者の人材育成・能力向上を図るため、相談支援事業者への研修等を実施します。
- ④ サービス等利用計画を作成します。

発達障害について

平成 17 年に発達障害者支援法が施行されてから 5 年が経過し、発達障害が社会的に知られるようになりました。

この法律の中で発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢で発現するもの」と定義されています。また、広い意味での発達障害とは、「成長や発達に遅れやひずみがあるため、さらに次の段階の発達にも影響が及び、社会的な適応がうまくいかない状態」と言えます。

発達障害のある人は周りの人たちとの関係で誤解を受けることも多く、自信をなくしたり、ひきこもったり、さまざまな生活上の障害を抱えています。発達障害のある人が抱える困難は一人ひとり異なり、きめ細やかな対応が必要です。

発達障害のある人への支援制度

手帳の有無にかかわらず医師の診断書等により障害者自立支援法による就労支援や家事援助等のサービスを利用することもできます。

高次脳機能障害について

高次脳機能障害とは、主に脳の損傷によって起きる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害で、その障害は外からでは分かりにくく自覚症状も薄いため隠れた障害と言われています。障害の状況によっては、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳の対象となることもあります。

- 現在、高次脳機能障害の方に対する支援は、東京都が行っている「支援拠点機関への相談支援コーディネーターの配置、高次脳機能障害に関する研修会の開催」等です。区では高次脳機能障害者支援事業として専門相談及び普及啓発（セミナー等）事業と高次脳機能障害者ミニデイサービス事業を特定非営利法人に委託して実施しています。
- 平成 19 年 12 月 25 日、国の障害者施策推進本部により重点施策五カ年計画が決定され、この中の保健・医療分野で、「高次脳機能障害の支援拠点機関の設置等」があげられました。さらに、平成 24 年度までに、全都道府県に高次脳機能障害支援拠点を設置するとされ、東京都では東京都心身障害者福祉センターが担うことになっています。

この支援拠点機関の役割は、医療、福祉、雇用等の機関で形成するネットワークの中心として、高次脳機能障害者が「支援を連続して円滑に受けられる」ための相談窓口の設置等、支援体制を確立することです。新宿区は平成 20 年度から、「区西部高次脳機能障害者支援ネットワーク(中野区及び杉並区も含む)」に所属し連携を図っています。

『障害者相談支援窓口・障害者関係施設』マップ

■『障害者相談支援窓口・障害者関係施設』マップ

(平成 23 年 12 月現在)

凡例 「太字」は、障害者相談窓口

「細字」は、障害者関係施設



■『新宿区障害者相談支援窓口』と事業実施内容

障害者相談支援事業実施内容		実施内容					
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
障害者相談支援窓口 (所在地)		福祉サービスの利用援助	社会資源を活用するための支援	社会生活力を高めるための支援	ピアカウンセリング	権利擁護のための支援	専門機関の紹介
1	福祉部障害者福祉課 歌舞伎町1-4-1 区役所本庁舎2階	○	○			○	○
2	新宿区立障害者福祉センター 戸山1-2-2-2	○	○	○	○	○	○
3	新宿区立あゆみの家 西落合1-30-10	○	○	○		○	○
4	新宿区立子ども総合センター 子ども総合支援係 新宿7-3-29	○	○	○		○	○
5	健康部保健予防課 新宿5-18-21 区役所第2分庁舎分館1階	○	○			○	○
6	新宿区立牛込保健センター 弁天町50	○	○	○		○	○
7	新宿区立四谷保健センター 四谷4-17	○	○	○		○	○
8	新宿区立西新宿保健センター 西新宿7-5-8	○	○	○		○	○
9	新宿区立落合保健センター 下落合4-6-7	○	○	○		○	○
10	地域活動支援センター 「まど」 高田馬場1-15-6	○	○	○		○	○
11	地域活動支援センター 「オフィスクローバー」 高田馬場3-18-25 康洋ビル7階	○	○	○	○	○	○
12	地域活動支援センター 「ラバンス」 上落合3-34-26	○	○	○	○	○	○
13	地域活動支援センター 「ファロ」 三栄町8番地 森山ビル東館2階	○	○	○	○	○	○
14	地域活動支援センター 「風」 中落合4-23-25	○	○	○		○	○

（2）日常生活を支える支援の充実

- ① 区は、居宅介護（ホームヘルプ）等の障害福祉サービスや日常生活用具等の地域生活支援事業のサービスによる、障害程度に応じた必要な支援を、必要な際に受けられるように、情報提供やサービス調整等の利用支援を充実させ、障害者の日常生活を支えています。
- ② 区独自で実施している手当や助成、タクシー券等の障害の種別や程度に応じた福祉サービスによる必要な支援を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・巻末資料「主な事業」をご覧ください。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援
- ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・基幹相談支援センター ・障害者地域自立支援協議会
- ・コミュニケーション支援
（手話通訳者派遣、要約筆記者*派遣、区役所手話通訳者設置）
- ・日常生活用具
（介護訓練支援、自立生活支援、在宅療養等支援、情報・意思疎通支援、排泄管理支援）
- ・住宅改修費
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター*
- ・生活サポート事業

（3）保健医療サービスの充実

- ① 障害の原因となる疾病等の予防、早期発見・早期治療、重度化防止等のために、正しい知識の普及啓発、健康診査、保健指導、相談体制、検査等により、生活習慣病予防、エイズ対策等を推進します。

施策に関する主な事業

- ・生活習慣病対策（健康診査、健康相談、健康教育、訪問指導等）
 - ・エイズ対策（普及啓発、HIV抗体検査、相談、療養支援）
- ② こころの健康づくりを支援するとともに、こころの不調への気づきや早期相談・早期治療を支援します。また、こころの病気の早期回復と社会復帰、再発防止を支援します。

施策に関する主な事業

【普及啓発】

- ・精神保健講演会 ・健康教育の充実 ・睡眠に関する普及啓発 ・ホームページの充実
- ・普及啓発のリーフレット作成・配布 ・自殺予防のゲートキーパー養成講座

【こころの健康づくり】

- ・自殺対策強化月間の取り組み ・ストレスマネジメント講習会
- ・60歳からのこころとからだのメンテナンス講座

【相談】

- ・保健師による面接・訪問相談等 ・精神科医による精神保健福祉相談
- ・産後うつの相談 ・親と子の相談室

【早期回復・社会復帰支援】

- ・働く人のメンタルヘルス事業 ・働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会
- ・デイケア ・家族教室・家族教室OB会

- ③ 在宅で療養する障害者が適切な療養生活を送れるように、療養相談、リハビリ教室、訪問相談等を実施し、本人及び家族の生活の質が高まるよう支援します。また、難病の方の在宅療養に関するケアマネジメント*機能を、関係機関と連携して強化します。

施策に関する主な事業

- ・難病対策：医療費助成（国、都制度）、東京都在宅難病患者医療機器貸与事業（都制度）、難病患者日常生活用具給付事業、在宅難病患者医療機器貸与訪問看護事業、療養相談、リハビリ教室、等
- ・小児慢性疾患対策：医療費助成（国制度）、小児慢性疾患児日常生活用具給付事業
- ・在宅重症心身障害児訪問指導（都制度）
- ・養育医療
- ・精神保健対策（講演会、精神保健相談、訪問指導、デイケア等）
- ・小児精神障害者入院医療費助成制度（都制度）
- ・保健師の相談、支援
- ・訪問指導（栄養士、理学療法士等）

- ④ 在宅で、医療を必要とする重度の身体障害者等が、安心して在宅療養できるよう、かかりつけ医と専門医のあり方や訪問看護ステーションの連携等、在宅医療の体制について検討していきます。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・療養介護 ・日常生活用具（在宅療養等支援）

（4）経済的自立への支援

- ① 各種年金・手当や医療費の助成等について、対象となる障害者が確実に受給できるように制度等の適正な運用を図るとともに、今後における国の年金制度等の充実とあいまって、区として障害者の経済的な自立への支援を補完的に行います。

施策に関する主な事業

- ・ 障害基礎年金 ・ 心身障害者福祉手当 ・ 重度心身障害者福祉手当 ・ 特別障害者手当
- ・ 障害児福祉手当 ・ 心身障害者医療費助成

- ② 就労等を希望する障害者への新宿区勤労者・仕事支援センターでの就労支援事業等による支援を充実させます。

施策に関する主な事業

- ・ 新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

新宿区第2次実行計画事業

- ・ 障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援（A型・B型）

（5）家族への支援

- ① 障害者を介護する家族等の負担を軽減するため、休養（レスパイト*）や家族の出張等、急な用事にも対応できるように、短期入所（ショートステイ）等のサービスの利便性の向上を図ります。

また、家族の高齢化等により、自宅での介護が難しくなった場合でも、障害者が住み慣れた地域で生活を続けることができるよう支援していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 在宅重度心身障害者介護人休養制度 ・ 在宅重度心身障害者家事援助事業

- ② 新たに予定されている施設を整備する際には、短期入所を併設し増床を図ります。今後も、宿泊型の障害者施設の整備の際や高齢者施設の基盤整備にあわせ、短期入所を併設することを検討していきます。

新宿区第2次実行計画事業

- ・ 障害者の福祉サービス基盤整備

- ③ 身近な地域で障害者をはじめ住民やボランティアが世代を超えて集う「ふれあい・いきいきサロン」等、障害者やその家族の地域交流の場づくりの活動を支援します。

施策に関する主な事業

- ・ふれあい・いきいきサロン

第3期障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業

- ・居宅介護 ・短期入所
- ・日中一時支援（日中ショート、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア）
- ・児童発達支援

基本施策2 サービスの質の向上のための支援

現状と課題

- ① 障害者相談窓口で、福祉や医療に関する情報提供や、障害者の暮らし全般に関わる相談を行っています。
- ② サービス提供事業者が行う介護や支援には、障害種別や状況に対応した福祉サービスの提供が求められています。
- ③ 障害者福祉に関わるヘルパー等の支援者の育成・資質の向上を進めています。さまざまな障害に関する正しい知識のより一層の普及が必要です。

個別施策の方向

(6) 利用者支援と苦情相談の充実

- ① 利用者やその家族等から、サービス提供事業者による福祉サービスの提供に関する苦情を受けるとともに、苦情相談窓口についての周知を図ります。
- ② 相談支援窓口連絡会等を活用し、苦情への対応や解決に向けた取り組みについて関係機関と共有することで、福祉サービスの質の向上につなげます。

第3期障害福祉計画に基づく事業

・相談支援 ・基幹相談支援センター ・障害者地域自立支援協議会

(7) サービスを担う人材の育成

- ① 障害者の立場に立った必要な福祉サービスの提供が行えるよう、施設職員や居宅介護事業者のヘルパー等を対象としてサービス提供技術の向上のための研修を行います。
また、相談窓口職員を対象として、福祉サービスを適切にコーディネートするための研修を充実します。
- ② 施設職員や居宅介護事業者のヘルパー等の福祉サービスの提供者が、より良い支援を行うことができるように、「新宿区障害者地域自立支援協議会」で多様なサービスを必要とする障害者の対応について検討を行い、バックアップします。

- ③ 地域での身近な支援者の育成を図るため、広く区民向けの障害理解に関する講演会等を実施します。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者地域自立支援協議会

(8) 事業者への支援・指導の充実

- ① 福祉サービスの利用について、利用者側とサービス提供者側が信頼とルールに基づく良好な関係を築いていけるよう、事業運営の適正化及び透明性を確保しながら、利用者保護とサービスの質の向上を図ります。

施策に関する主な事業

- ・福祉サービスの利用者支援
- ② 「新宿区障害者地域自立支援協議会」により、障害者相談窓口の定期的な評価を実施し、相談スキルの向上と利用しやすい窓口を目指します。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者地域自立支援協議会

基本施策3 地域ネットワークの構築

現状と課題

- ① 区内には、障害者等が福祉サービス等について相談できる窓口が14箇所ありますが、基幹相談支援センターの設置や支給決定プロセスの見直しに伴い、新たな相談支援体制のあり方が求められています。
今後は基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者との連絡調整を強化し、相談支援の充実を図っていくことが課題です。
- ② 地域に点在する社会資源（人的資源を含む）について、特別支援教育、就労支援、生活支援等それぞれの分野別のネットワークの構築を図っています。
今後は、障害者の生活全体を捉えて、療育、教育、就労、余暇等、必要に応じて、さまざまな側面から支えていくために連携を図ることのできる総合的なネットワークの構築が課題です。

個別施策の方向

（9）相談支援体制の構築

重点的な取り組み

- ① 障害者福祉課に基幹相談支援センターを設置し、障害の種別に係わらず相談支援に関する業務を総合的に行うとともに、地域の相談支援事業者とも連携し、相談支援体制を充実していきます。
- ② 障害種別や状況に対応した相談支援を進めるため、障害者福祉課に社会福祉士*や精神保健福祉士*等の有資格者を「障害者自立支援ワーカー」として配置し、「相談支援機能強化事業」を実施します。
障害者とその家族への専門相談、障害程度区分認定調査やサービス等利用計画作成等による福祉サービス利用のコーディネート、障害者自立支援ネットワークの運営、相談支援事業者へのバックアップ等により、障害種別を越えた円滑な相談ができる体制とし、障害者の相談に対応する窓口全体の質の向上を図ります。

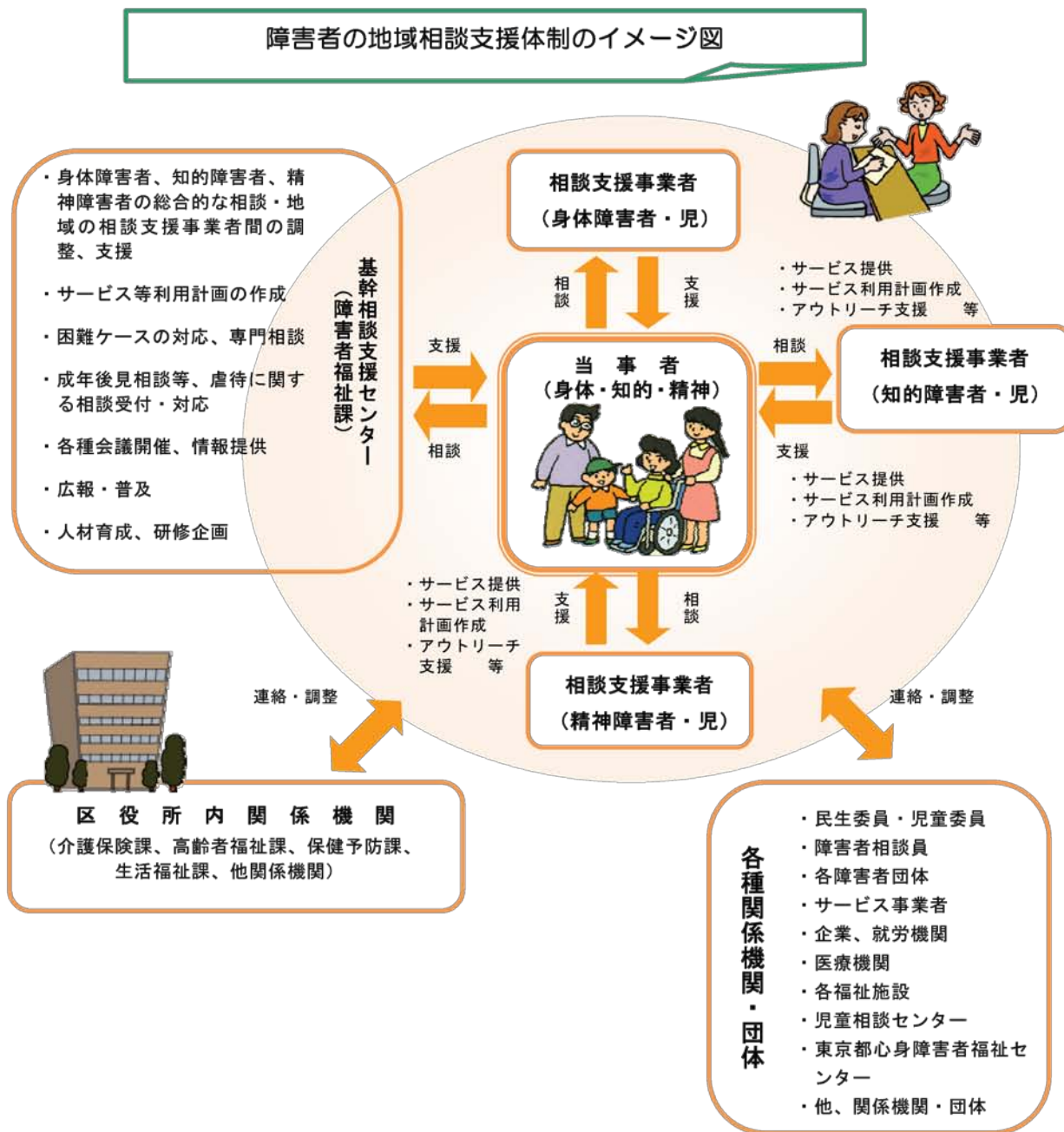
施策に関する主な事業

- ・障害者自立支援ネットワークの運営

- ③ 「新宿区障害者地域自立支援協議会」での検討を踏まえて、身近な区内の障害者相談支援窓口の体制の充実を進め、すべての障害者の相談に対応できる相談窓口を目指します。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 障害者地域自立支援協議会



(10) 地域の社会資源ネットワークの有効活用

- ① 障害者のライフステージごとに行われている支援を、総合的に連続性のあるものとしていくため、区内の社会資源を有機的につなぎ、障害者の地域生活を支える地域ネットワークをつくり積極的に活用します。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者自立支援ネットワークの運営
- ② 多様なサービスを必要とする障害者の対応については当事者の意向を確認の上、個人情報保護に十分留意しつつ関係機関でのケース会議を実施し、団体、地域の人等の幅広い支援者の連携により支援を行っていきます。
さらに、障害者の地域生活を支える分野別のネットワークを積極的に活用していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 障害者自立支援ネットワークの運営

第3期障害福祉計画に基づく事業

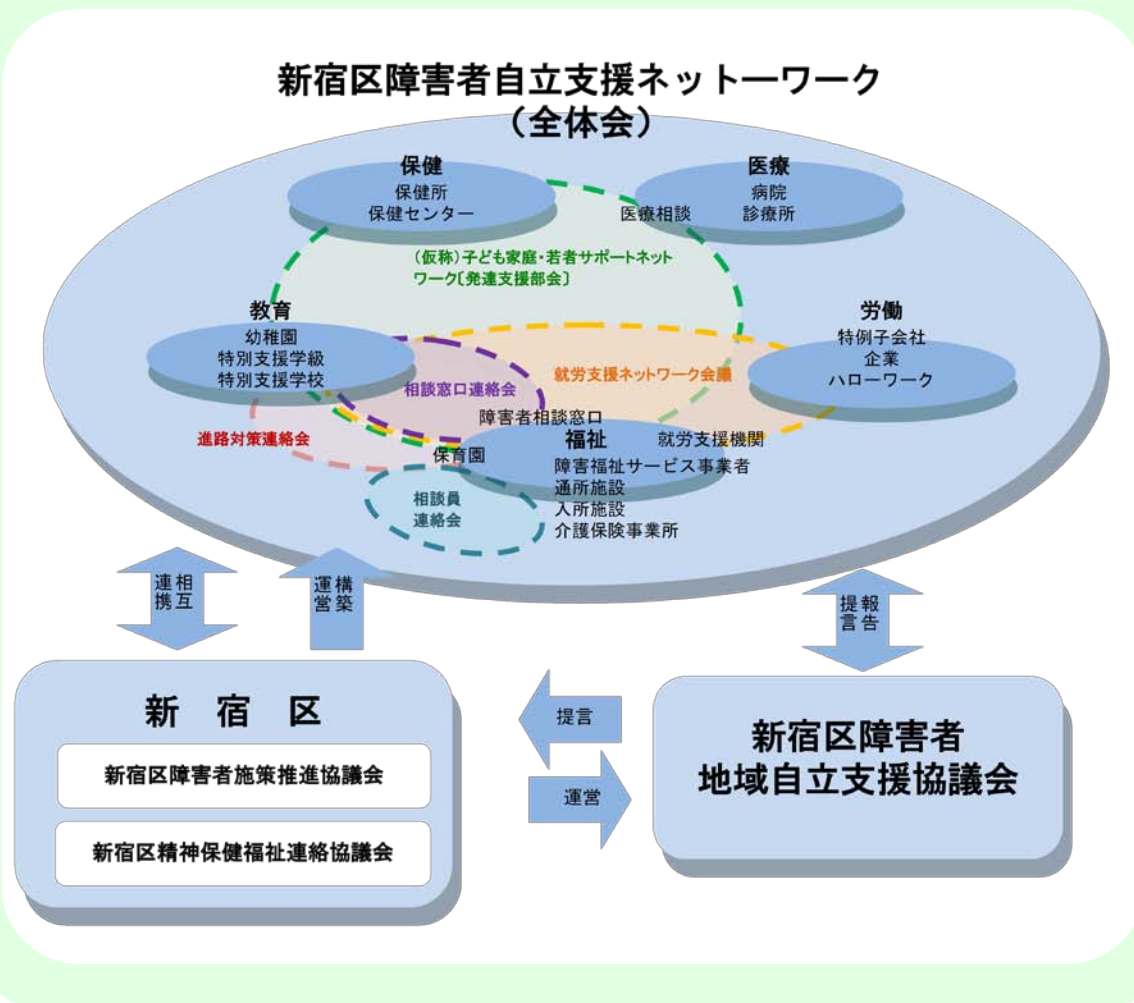
- ・ 障害者地域自立支援協議会

障害者自立支援ネットワーク事業

相談支援体制を再構築し、さまざまな支援者間のネットワークを構築することにより、障害者相談支援からサービス提供まで連携しつつ実施できる総合的な支援体制作りを行います。

また、新宿区障害者地域自立支援協議会で実施する事例検討会への医師や学識経験者等のスーパーバイザーの派遣や、ヘルパー向け研修会、事業所懇談会等を実施することで、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者をバックアップし、区内の障害福祉サービスの質の向上につなげていきます。

障害者自立支援ネットワーク（イメージ図）



個別目標2 地域生活への移行の推進

基本施策1 地域生活移行への支援

現状と課題

- ① 地域での生活を希望する福祉施設に入所する障害者が、地域生活に円滑に移行できるよう、住まいの場等を整備しつつ、あわせて福祉サービスや日中活動の場の確保を進めています。

地域生活への移行にあたっては、退所後の希望する過ごし方等、障害者本人の意向を尊重しながら支援していくことが重要です。
- ② 知的障害者の地域生活の場となるグループホーム、ケアホームについては、平成24年度に3所を新規で開設する予定です。

また、精神障害者を対象とするグループホーム、ケアホームについては、民間での整備が進んでおり、平成22年度と平成23年度にそれぞれ1所ずつ開設しました。精神障害者が円滑に地域生活に移行するには、住まいの場の整備と併せて、入院を繰り返すことがないように、自宅での生活を支える地域定着支援や幅広い支援を充実していくことが必要となります。

さらに、障害者自立支援法の改正により、地域移行支援及び地域定着支援が個別給付化され、今後は民間の事業者の果たす役割が拡大します。区としても適正な運用が図られるよう状況を検証する必要があります。
- ③ 精神障害者の病院からの地域移行支援事業を、平成21年度から3年間モデル事業として実施しました。モデル事業を実施する中で、病院から精神障害者が地域生活に円滑に移行し、地域で継続して生活していくためには、病気の特性や入院生活によって苦手になった金銭管理や買い物、役所での住民票の交付や生活保護の手続き等、さまざまな生活技術を訓練する場や、本人の困りごとに応じ生活の場に直接出向いて生活支援をしたり、相談をする機能を充実していくことの必要性がわかりました。

また、長期入院等により、退院後住む場所を失っている人や、家族の受け入れが困難になっている人も多く、安心して暮らせる住まいの場も必要です。

併せて、医療を継続し、悪化を防止するための支援を充実していく必要があります。
- ④ 平成24年度から、病院からの地域移行支援事業は、地域移行支援・地域定着支援として、障害者自立支援法による個別給付となりますが、精神障害者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくうえで、不足している支援はないかなど、検証していく必要があります。

個別施策の方向

(11) 施設からの地域生活移行の支援

- ① 地域生活の住まいの場として、グループホーム・ケアホーム等の整備を進めるとともに、日中活動の場の確保を行います。
- ② 必要な支援を受けながら安心して地域生活が続けられるように、障害者本人の意向を尊重しながら、関係機関が連携して自立と社会参加を支援します。

新宿区第2次実行計画事業

- ・ 障害者の福祉サービス基盤整備

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 居宅介護 ・ 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・ 共同生活援助（グループホーム） ・ 共同生活介護（ケアホーム）
- ・ 計画相談支援 ・ 地域移行支援 ・ 地域定着支援
- ・ 基幹相談支援センター ・ 障害者地域自立支援協議会 ・ 居住サポート
- ・ 身体障害者福祉ホーム

(12) 病院からの地域生活移行の支援

重点的な取り組み

- ① 平成24年度から、病院からの地域移行支援事業は、地域移行支援・地域定着支援として、障害者自立支援法による個別給付となります。精神障害者が円滑に地域に移行し、地域生活を継続していくための必要な支援について検証していきます。
- ② 精神障害者の地域移行後の住まいの場として、グループホーム・ケアホームについては、今後も民間の事業者による整備が進められる見込みです。また、公的住宅の空き部屋等を活用した整備についても検討していきます。

本人が安心して地域移行できるよう、退院前の地域生活体験、関係機関の連携、相談機能の充実等の支援体制の整備を進めます。

また、障害者自立支援法の改正により、地域移行支援及び地域定着支援が個別給付化され、今後は民間の事業者の果たす役割が拡大することにより、区としても適正な運用が図られるよう事業者に対する支援の検討を行います。

新宿区第2次実行計画事業

- ・ 障害者の福祉サービス基盤整備

- ③ 精神障害者の医療の継続を支援し、病状変化時に早期に対応できるよう、相談支援、訪問看護等、精神障害者の保健医療体制を強化します。

施策に関する主な事業

- ・精神科医による精神保健福祉相談
- ・保健師による訪問・面接等相談

- ④ 精神障害者に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別のない地域を目指します。

施策に関する主な事業

- ・精神保健講演会
- ・パンフレット・リーフレットの作成・配布

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・居宅介護
- ・自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・共同生活介護（ケアホーム）
- ・計画相談支援
- ・地域移行支援
- ・地域定着支援
- ・基幹相談支援センター
- ・障害者地域自立支援協議会
- ・居住サポート
- ・地域活動支援センター
- ・精神障害者福祉ホーム
- ・生活サポート事業

基本施策2 地域で生活するための基盤整備

現状と課題

- ① 障害者とその人らしく充実した地域生活を送るために、日中活動の充実を進めています。現在、区内の日中活動の場は、ほぼ定員に達しています。新たに特別支援学校等を卒業する障害者の通所先がない状況とならないように、新施設の整備が喫緊の課題です。
- ② いわゆる「社会的入院」*の状態にある精神障害者の地域移行支援として、退院後の住まいの場を確保する必要があります。現在、グループホームや福祉ホーム*等を運営する事業者への助成等を行っています。さらに、地域へ移行した後、地域での支援が不十分な状態では地域生活を継続することが困難であり、地域移行支援に加え、地域定着支援を充実させ、幅広く支援を実施するための精神障害者支援施設の整備を行うことが課題です。
- ③ 知的障害者、身体障害者の住まいの場として、グループホーム・ケアホーム、入所支援施設の整備を行っています。
- ④ 知的障害者や身体障害者が、介護をしている家族が高齢化しても、引き続き住み慣れた地域で生活が続けられるよう、安心して住める場を確保していくことが求められています。
- ⑤ 発達障害者、高次脳機能障害者については、障害特性に合わせた日中活動や就労支援サービスのニーズが増えていきます。
現在、発達障害者については、就労移行支援・就労継続支援サービスを利用する方が増えつつありますが、発達障害の診断や治療の必要性を見極めながら、一般就労への支援を図っていく必要があります。
また、高次脳機能障害者については、NPO法人への委託による専門相談・ミニデイサービス（月2回）と、区立障害者福祉センターのグループ活動（週1回）が実施されています。医療機関でのデイケアも増えてきてはいますが、日中活動や訓練の場が十分ではないという状況があります。

個別施策の方向

(13) 日中活動の充実

- ① 弁天町国有地を活用した入所支援施設の整備に併せて生活介護や自立訓練の日中活動サービスも実施する予定です。また、建替え後の高田馬場福祉作業所でも受け入れ定員を拡充する予定です。さらに、区の遊休地の活用による整備

についても検討しています。今後は、将来的な特別支援学校等の卒業生の動向を踏まえ、身体・知的の双方の障害者が利用できる施設を整備することについて検討していきます。

新宿区第2次実行計画事業

- ・ 障害者の福祉サービス基盤整備
 - ・ 高田馬場福祉作業所の建替えによる就労支援の充実
- ② 身近な地域で障害者をはじめ住民やボランティアが世代を超えて集う「ふれあい・いきいきサロン」等、障害者やその家族の地域交流の場づくりの活動を支援します。
- ③ 戸塚特別出張所移転後施設の一部を活用し、視覚・聴覚障害者を対象に支援員を配置し、相談、情報提供、代読・代筆等のサービスを実施する予定です。
また、障害者同士の交流を図る事業や講座等を開催し、情報障害等のある方の社会参加を支援します。
- ④ 発達障害者の日中活動については、関係機関と調整を図りながら、障害特性に合った活動の場の確保を検討していきます。
また、高次脳機能障害者の日中活動についても、障害特性に合った活動の場の確保を図るとともに、作業療法、言語療法といった個人のリハビリプログラムに沿った個別支援の場の提供も検討していきます。

施策に関する主な事業

- ・ 視覚・聴覚障害者支援事業

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 生活介護
- ・ 就労移行支援
- ・ 就労継続支援（A型、B型）
- ・ 地域活動支援センター

トピックス

「視覚・聴覚障害者支援事業」を開始します。

平成24年5月から戸塚特別出張所移転後の施設を活用し、「視覚・聴覚障害者支援事業」を開始します。視覚障害者交流コーナーと聴覚障害者交流コーナーを設け、平成24年5月から視覚・聴覚障害者を対象に支援員を配置し、相談・情報提供・代読・代筆等のサービスや、障害者同士の交流を図ります。

(14) 住まいの場の充実

- ① 知的障害者の地域生活を支えるため、グループホーム・ケアホームの区内整備について、計画的に推進します。
- ② 精神障害者の地域生活への移行後の居住の場として、グループホーム・ケアホームを運営する事業者への助成等、支援を継続します。
また、地域生活へ円滑に移行し、移行後も安定した生活を営めるよう、高田馬場福祉作業所跡地を活用し、精神障害者支援施設を整備します。

新宿区第2次実行計画事業

- ・障害者の福祉サービス基盤整備
- ③ 身体障害者福祉ホームへの支援を継続するとともに、身体障害者のグループホーム・ケアホームの整備を検討していきます。
 - ④ 転居等の部屋探しや公営住宅への入居ニーズへの支援として、住宅入居支援事業（居住サポート）等により、住宅の相談から入居に必要な支援まで行えるようにします。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・共同生活援助（グループホーム） ・共同生活介護（ケアホーム） ・居住サポート
- ・身体障害者福祉ホーム ・精神障害者福祉ホーム

施設紹介

グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム

「ぼけっと」



「ぼけっと」の建物全体の様子です。

グループホーム(共同生活援助) ケアホーム(共同生活介護)

『ぼけっと』
設置・運営 (社福)新宿区障害者福祉協会
利用定員 6名

『西落合ホーム』
設置・運営 (社福)東京都知的障害者育成会
利用定員 6名

『GHつる』
設置・運営 NPO法人クレインハウス
利用定員 6名

『落合ハウス』
設置・運営 (社福)かがやき会
利用定員 5名

『ごごみハウス』
設置・運営 NPO法人 筍
利用定員 5名

『ふるさとホーム新宿』
設置・運営 NPO法人ふるさとの会
利用定員 7名

福祉ホーム

『ひまわりホーム』
設置・運営 (社福)新宿区障害者福祉協会
利用定員 10名

『あじさいホーム』
設置・運営 (社福)新宿区障害者福祉協会
利用定員 10名

『諏訪ハウス』
設置・運営 (社福)かがやき会
利用定員 8名

「ひまわりホーム」



みんなが集まるリビングの様子です。お風呂やトイレはバリアフリー化され、エレベーターがあるホームです。

トピックス

「グループホーム」等が開設されます。

知的障害者が地域で自立した生活を送る場として、グループホーム等を民設民営方式により整備し、平成24年度に3所が新たに開設されます。

(15) 入所支援施設の設置及び支援

- ① 区内に設置する入所施設は、在宅生活を送る障害者やその家族等の支援の拠点としての役割も期待されています。そのため、安心して生活できる地域生活支援型の入所施設として、医療的ケアの対応やグループホームの緊急時のバックアップ等の機能を充実させます。
- ② 弁天町国有地を活用した入所支援施設の整備について、平成 27 年 3 月開設を目指して進めます。知的障害者と知的・身体の重複障害者を対象とし、医療的ケアが必要な障害者も対象とします。日中活動サービスとして生活介護及び自立訓練を実施し、短期入所を併設します。

新宿区第 2 次実行計画事業

- ・ 障害者の福祉サービス基盤整備

- ③ 医療的ケアを必要とする障害者を受け入れるため、「新宿けやき園」への運営費補助を継続して行うとともに、新たに入所支援施設が整備されたときにも、運営費補助を行っていきます。

新宿区第 2 次実行計画事業

- ・ 障害者の福祉サービス基盤整備

第 3 期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 施設入所支援

トピックス

「障害者入所支援施設」を新たに整備します。

区が取得する弁天町の国有地において、主に知的障害者を対象に、施設入所支援、生活介護及び生活訓練、ショートステイ（短期入所）を行う施設を、民設民営方式により、平成 27 年 3 月開設に向けて整備を進めます。

個別目標3 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援

基本施策1 障害者の権利を守り安全に生活できるための支援

現状と課題

- ① 新宿区は、新宿区社会福祉協議会に新宿区成年後見センターの運営を委託し、地域福祉権利擁護事業*との連携により、権利擁護のための制度の利用促進に取り組んでいます。
障害者の権利を守るための地域の理解や協力の推進、支援者の養成が求められています。
- ② 障害者に対する虐待を防止するための意識の啓発等を行っています。
- ③ 災害が発生した場合、すみやかに対応するために、支援が必要な障害者等を災害時要援護者名簿*に登録し、把握を進めています。
防災についての意識啓発を推進するとともに、災害時に援護が必要な障害者のニーズに沿った対策を進めていくことが重要です。
- ④ 障害者等の消費者被害を未然に防止するため、啓発を推進し、相談体制を強化しながら、悪質商法の被害に遭わないための対応を行っています。
被害が潜在化しやすい障害者等の被害については、早期の発見・対応が重要です。

個別施策の方向

(16) 権利擁護の推進

- ① 権利擁護の推進にあたっては、新宿区成年後見センターにおける学識経験者や専門家等で構成する推進機関運営委員会による助言・指導とともに、障害者団体等との連携を図りながら成年後見制度利用促進事業を進めています。また、新宿区成年後見センターの円滑な運営を図るため、区関係組織とセンター職員による調整会議を開催し、情報共有と連携を進めています。
- ② 新宿区社会福祉協議会では、成年後見制度利用促進事業と併せて地域福祉権利擁護事業を実施し、判断能力が十分でない方の権利を守る制度の広報・普及、制度利用の相談支援、成年後見人等の育成・支援等とともに、地域ぐるみの支援を実現するネットワーク作りを進めています。

新宿区第2次実行計画事業

- ・成年後見制度の利用促進

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援 ・基幹相談支援センター ・成年後見制度利用支援

(17) 虐待の防止

- ① 障害者虐待防止法*の施行に伴い、基幹相談支援センターに、「障害者虐待防止センター」の機能を置き、虐待の相談等に対応する体制の整備を図っていきます。
- ② 基幹相談支援センターが中心となり、障害者の虐待防止の広報・普及・啓発を進めるとともに、施設等の職員に対し、虐待防止のあり方や防止のための適切な支援のあり方を学ぶための研修等を実施します。併せて権利擁護にかかわる相談機関との連携を強化し、地域ぐるみでの支援体制を整備します。
- ③ 障害児や発達に心配がある子どもを含め、児童への虐待の防止には、広範囲な分野の連携が必要です。区では、子ども総合センターが中心となり、「子ども家庭サポートネットワーク（平成24年4月から（仮称）子ども家庭・若者サポートネットワークに発展改組）」*の虐待防止等部会で、区の関係部署や、東京都児童相談センター、警察、医療等の関係機関と民生委員等との連携により、早期の発見・対応と見守りを行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・（仮称）子ども家庭・若者サポートネットワーク（虐待防止等部会）

新宿区第2次実行計画事業

- ・子ども・若者に対する支援の充実

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・相談支援 ・基幹相談支援センター ・障害者地域自立支援協議会
- ・成年後見制度利用支援

(18) 防災対策の推進

- ① 災害時要援護者の支援体制については、要援護者名簿登録者の拡充、安否確認や避難誘導の方法、二次避難所の運営等の内容を盛り込んだ「新宿区災害時要援護者支援プラン」の策定に向けた検討を行っており、この内容を踏まえ地

域防災計画等の修正を行っていきます。

施策に関する主な事業

災害時要援護者対策の推進

- ② 東日本大震災以降の障害者団体等との懇談において、障害者の避難所については実態として第一次避難所にいったん避難してから福祉避難所に移ることは困難との意見が強く出されています。このため、障害者施設については震災時に障害者が真っ先に避難する場とするよう、関係部署と協議を進めていきます。
- ③ 重度の障害者には東京消防庁緊急通報システム*を導入し、個別の協力員によるサポートを継続するとともに、地域通報システム（民間受信センター方式）の導入も進めながらネットワーク化を検討します。

コラム

災害時要援護者が安全に避難するために ～日ごろの備えや防災の知識が大切です～

- **災害時要援護者名簿の活用** 新宿区では、災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（災害時要援護者）を、地域の方々が事前に把握し、迅速・的確な援助ができるような体制をとるため、災害時要援護者名簿を作成しています。
この名簿は、区内消防署、区内警察署、地域の民生委員、防災区民組織及び区の関係部署に配布し、情報提供をさせていただきますが、プライバシーの保護を最優先に考え、ご本人の申し出により作成します。是非、かけがえのない生命を災害から守るためにも、名簿登録をしてください。
 - **手話通訳者を配置する避難所** 手話通訳者を東戸山小学校、西戸山小学校、牛込第三中学校、落合中学校の4箇所に配置します。新宿区避難場所地図に手話通訳者のいる避難所のマークを表示しました。
 - **避難所への障害者用トイレやベッドの整備** 要援護者にとって需要度の高いポータブルトイレ及びベッドを、福祉避難所に設置していきます。
-
- 「災害時要援護者防災行動マニュアル・いざ大地震に備えて」の発行
障害者や高齢者の方々を災害から守るための本人と、家族、地域の方々の手引書として発行しています。

(19) 消費者被害の防止

- ① 新宿消費生活センターでは、被害に遭った場合の早期発見・早期解決のため、相談体制の充実・被害の回復に努めるなど、未然の防止と併せて被害の拡大防止等により、障害者等を悪質商法による被害から守る取り組みを促進します。

施策に関する主な事業

消費生活相談

基本目標2 ライフステージに応じた 成長と自立への支援

個別目標1 障害等の早期発見と成長・発達への支援

基本施策1 子どもの発達に即した支援の充実

現状と課題

- ① 乳幼児期の成長や発達を適切に支援するために、各種健診や子育てに関する相談を行っています。
乳幼児期の成長は個人差が大きいため、子どもの発達等に関して保護者や周囲の方の理解の促進を図ることが重要となっています。
- ② 乳幼児期に関する相談は、各保健センターで新生児期から乳幼児期にかけて家庭訪問や保護者と子どもと一緒に相談するなどの育児相談、育児講演会の開催等、子育てに関する支援を行っています。また、保育園・子ども園での保育士や看護師による子育て相談、幼稚園では、在園児はもとより就園前の幼児も対象とした子育てや幼児教育に関する相談も行っています。
しかし、支援の必要性の高いと思われる家庭であっても、保護者等の気づき等の遅れで相談やサービスにつなげていないという現状があり、事業の周知とともに、利用しやすいサービスの構築が必要となっています。

個別施策の方向

(20) 障害等の早期発見・早期支援

- ① 各種健診や相談、健康教育を通して、疾病の予防や障害等の早期発見、障害や発達に心配がある子どもへの早期支援に努めるとともに、医療や専門相談機関との連携を推進します。

施策に関する主な事業

- ・すくすく赤ちゃん訪問事業
- ・3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
- ・乳幼児経過観察健診 ・心理相談、育児相談、すこやか子ども発達相談

- ② 子どもの発達に応じた必要な支援が受けられるように、さまざまな子育て支援の場面において適確な知識を持った職員・支援者によるアドバイスや、保護者が子どもの障害や発達支援の必要性を受容できる環境づくりをさらに進めます。

第3期障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・児童発達支援

(21) 乳幼児期の子育てに関する相談の充実

- ① 保健センターでは、乳幼児の保護者が集う行事や機会を利用して、各種健診や子育てに関する相談の案内等を行い、つなげていくとともに、医療機関や専門機関での相談が受けられるように、関係機関と連携しながら支援を行います。

施策に関する主な事業

- ・すくすく赤ちゃん訪問事業
 - ・3～4か月児健診、6か月・9か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診
 - ・乳幼児経過観察健診
 - ・心理相談、育児相談、すこやか子ども発達相談
- ② 保育園・子ども園では、近隣の親子と園児が、一緒に遊んだり話を聞いたりする交流の場を設けること等により、子育てに関する相談をしやすい環境を作っていきます。
- ③ 子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館等では子育てに関する子ども家庭相談や講座を実施するなど、相談の充実を図ります。また、子ども総合センターでは保育士の専門スタッフが、保護者からの連絡により自宅を訪問する、子育て訪問相談を実施します。

施策に関する主な事業

- ・子どもと家庭の総合相談
- ・幼児サークル
- ・子育て講座
- ・保健師による保健相談

新宿区第2次実行計画事業

- ・子ども家庭支援センターの拡充

- ④ 子ども総合センター（発達支援コーナー）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談・支援を、保健センター、保育園、幼稚園、子ども園及び学校等と連携しながら行います。

施策に関する主な事業

- ・ 発達相談（電話相談/来所相談）、
- ・ 発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- ・ 障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

第3期障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業

- ・ 相談支援
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 児童発達支援



絵は、岩崎麗子さん（新宿区立高田馬場福祉作業所）の作品「水やり」です。

基本施策2 障害等のある子どもの療育、保育、教育、福祉の充実

現状と課題

- ① 疾病の予防や障害等の早期発見、障害や発達に心配がある子どもへの早期支援を図るため、各種健診や子育て相談を行っています。

療育・保育・教育分野では、子育てに関する部署や学校、関係機関等で、障害等のある子どもへの支援を連携して実施していますが、就学前から就学後まで継続した相談や支援体制の整備が課題です。
- ② 障害者を介護している家族等の急病時や休養（レスパイト）に対応できるよう、区立施設等で短期入所（ショートステイ）及び日中一時支援（日中ショート）事業を実施しています。

しかし、利用したい日に利用できない状態が常態化しており、増床や利便性の向上が求められています。

また、医療的ケアが必要な方等が利用できる施設を増床や児童受け入れの拡大も求められています。

さらに、連続7日以内の利用が原則となっていることから、比較的長期の利用（1カ月程度）に対応できないことも課題です。
- ③ 小学生を対象とする放課後子どもひろばや、乳幼児期から高校生までもを対象とする児童館等での日中活動の充実については、障害等のある子どもも安心して利用できるような環境づくりを進めています。一方、特に配慮が必要な子どもの場合は、保護者等の介助者の同行が必要となっており、利用方法等の検討が求められています。
- ④ 主に知的障害のある子どもを対象に障害児等タイムケア事業*を行っている「まいペース」については、平成23年度から子ども総合センター内に移転し、1日定員数を20名から30名に増やすとともに、定員の範囲内で1日あたり概ね5名の肢体不自由児の受け入れを開始しました。今後は利用対象外の医療的ケアが必要な障害児について、受け入れ態勢の整備を検討する必要があります。
- ⑤ 発達等に心配のある子どもに対する相談は、子ども総合センター（発達支援コーナー）で専門の職員により実施しています。保護者との十分な話し合いによる確かな支援計画の策定のもとで、より質の高い療育と幅広い情報提供が求められています。
- ⑥ 障害者生活実態調査によると、高等学校卒業後の進路希望は、「大学や短期大学に通う」、「企業等へ就職する（一般就労）」がそれぞれ22.7%と最も多く、次いで「福祉作業所や就労支援の施設へ通う」が18.2%、「生活介護の施設に

通う」が9.1%の順となっています。

学校教育修了後の行き先を確保するために生活介護の場、就労移行支援等の社会資源を充実させる必要があります。

個別施策の方向

(22) 療育・保育・教育の支援体制の充実

- ① 子ども総合センター（発達支援コーナー）では、障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談や、個別または集団での療育により発達を支援します。平成23年移転後、個別指導は対象年齢を小学校2年生まで拡大し、サービスの充実を図りました。また、18歳までの児童が利用する一般施設の中にあり、区民の誰もが、気軽に相談できる環境において、継続して事業を行っていきます。

施策に関する主な事業

- ・発達相談（電話相談/来所相談）、
- ・発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- ・障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

- ② 区内の短期入所（ショートステイ）及び日中一時支援（日中ショート）事業について、利便性の向上を図ります。

区が取得する弁天町国有地において、新たに整備する主に知的障害者を対象にした入所支援施設には、児童や医療的ケアが必要な方の受け入れも可能な短期入所を併設します。

また、高田馬場福祉作業所移転後の跡地を活用した精神障害者支援施設を整備する際に、短期入所を併設し増床を図ります。

今後も、宿泊型の障害者施設の整備の際に、短期入所を併設することを検討していきます。

新宿区第2次実行計画事業

- ・障害者の福祉サービス基盤整備

- ③ 乳幼児期、学齢期から卒業後の生活への円滑な移行のために、各サービスや教育の節目ごとに、確実に指導目標や支援方法の引き継ぎが行われるよう、保護者や関係機関と情報や子どもの状況についての認識の共有を図っていきます。

児童福祉法や障害者自立支援法による「サービス等利用計画」や「個別支援計画」*、特別支援教育としての「個別指導計画」*等を作成し、就学前機関から小学校へ、小学校から中学校へ引き継ぐなど、小・中学校、特別支援学校及び各

関係機関が連携して、継続した相談・支援を行います。

- ④ 保育園・子ども園では、障害のある子どもや特別に配慮が必要な子どもを、集団生活の中で保育・教育を行います。
一人ひとりの子どもの育ちにあわせて丁寧に対応していきます。
また、保育士は子どもの育ちの状況について巡回保育相談員の助言も受けて、一緒に考え保育内容を高めます。
- ⑤ 小学校に在籍する就労家庭の障害等のある子どもの放課後等の保育については、学童クラブで障害児対応の職員配置をするとともに、巡回指導や職場研修等を実施します。

施策に関する主な事業

- ・学童クラブ

新宿区第2次実行計画事業

- ・学童クラブの充実

- ⑥ 直接子どもに接している保育士や教職員等に対して、専門的な立場からアドバイスができる人材（スーパーバイザー*）による支援体制作りを進めるとともに、障害理解や指導技術の向上を図ります。
- ⑦ 幼稚園では、特別に配慮が必要な子どもへの支援として、集団保育の中で教員と介助員が協力して安全を確保しながら保育・教育を行います。
- ⑧ 通常の学級に在籍し、発達障害があるため特別な教育的支援を必要としている児童・生徒に対し適切な支援を行うため、特別支援教育推進員を小・中学校に派遣しています。支援が必要な児童・生徒は増加傾向にあるため、区としての新たな特別支援教育の推進体制を検討し方針を策定するとともに、特別支援教育推進員を増員することにより、校内指導体制を強化します。
現在、特に小学校においては通級指導が必要な児童の増加が顕著なことから、情緒障害等、通級指導学級の増設・新設を計画的に行い、在籍学級と連携した支援を進めていくとともに、東京都が「特別支援教育推進計画第三次実施計画」の中で提唱している「特別支援教室構想」の動向も注視しながら、新たな特別支援教育推進体制の整備を検討していきます。
また、副籍制度*の利用により、区立特別支援学校や都立特別支援学校に在籍する児童・生徒との居住地校交流を進め、こころのバリアフリーを促進します。

施策に関する主な事業

- ・特別支援教育の推進

新宿区第2次実行計画事業

- ・巡回指導・相談体制の構築
- ・情緒障害等通級指導学級の設置

- ⑨ 子どもの支援等に関する状況の把握及び関係機関相互のより効果的な連携を行うため、「子ども家庭サポートネットワーク（平成24年4月から（仮称）子ども家庭・若者サポートネットワークに発展改組）」を設置しています。このネットワークは、発達支援部会・虐待防止等部会・子ども学校サポート部会・若者自立支援部会・事例検討部会により構成されており、子ども及び子育て家庭に対する支援の具体的な内容を検討するため、随時、各部会によるサポートチーム会議を行い、連携に努めるとともに、事例研究や研修会により支援技術の向上に努めています。

施策に関する主な事業

「（仮称）新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク」の運営

- ・代表者会議
- ・発達支援部会
- ・虐待防止等部会
- ・子ども学校サポート部会
- ・若者自立支援部会
- ・事例検討部会
- ・サポートチーム会議
- ・研修会

第3期障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業

- ・短期入所
- ・日中一時支援（日中ショート、土曜ケアサポート、障害児等タイムケア）
- ・児童発達支援

新宿区が進める特別支援教育

新宿区教育委員会では、「障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育的ニーズにこたえ、一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばし、すべての子どもが輝きながら、共に学び、共に生きる学校・社会の実現を目指して、多様な教育を展開する」ことを基本理念とした特別支援教育を推進しています。

○ 特別支援教育とは

これまで、障害のある幼児・児童・生徒の教育は、障害の種類や程度に応じて特別な場で指導を行う「特殊教育」(東京都では心身障害教育と呼んでいました)として行われてきました。

「特別支援教育」では、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するための支援を行います。これまでの心身障害教育の対象となっていた幼児・児童・生徒に加え、現在、幼稚園・子ども園・小学校・中学校の通常の学級に在籍する LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等の発達障害のある幼児・児童・生徒に対しても、適切な指導及び必要な支援を行います。また、乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行及び地域全体での支援を図るため、教育、福祉、保健・医療等の関係機関の連携を行う必要があり、教育センター連絡協議会において、子ども発達センターとの合同会議を開催するなどしています。

○ 特別支援教育センターの設置

区立教育センター内に設置された特別支援教育システムの事務局機能を担う機関です。特別支援教育にかかわる情報の収集、特別支援教育推進員や専門家による支援チームの派遣、外部の関係機関との連絡調整等を行っています。

～ 一人ひとりにきめ細かな支援を行うための7つの取り組み ～

1 特別支援教育推進員の派遣による支援を実施しています

通常の学級に在籍し、発達障害があるため支援を必要としている児童・生徒に対して、特別支援教育推進員（区費講師）を派遣し、適切な教育的支援を行うなど、学校内支援体制の充実を図っています。

2 専門家による支援チームの巡回相談を実施しています

医師や学識経験者、心理職等の専門家で構成する支援チームによる巡回相談を実施し、教員に対し、学習環境や指導方法等についての助言を行っています。

3 学校内に「校内委員会」を設置し、「特別支援教育コーディネーター」を指名しています

児童・生徒を把握し、支援の計画立案等を行うため、学校（園）内に「校内委員会」を設置しています。また、校内委員会と外部関係機関との連絡調整や保護者に対する相談窓口の担い手として、学校は「特別支援教育コーディネーター」を指名しています。各学校（園）では、この特別支援教育コーディネーターを中心に、支援の計画作りやスクールカウンセラーを含めた、全教職員の共通理解を図るための研修等を実施しています。

4 教員の専門性と資質の向上を図っています

障害の状況に応じた教育や指導の専門性を高めるために、特別支援教育研修会等の研修を実施しています。特に、特別支援教育は早期支援が重要になることから、幼稚園・子ども園を対象に、小・中学校合同による特別支援教育研修も開催しています。

5 特別支援学校と連携しています

区立学校（園）の教員と、都立特別支援学校（盲・ろう・養護学校）の教員による相互の交流や研修会等を進めています。また、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等の巡回相談により、通常の学級における指導方法の助言等を受けています。

さらに、児童・生徒について副籍制度を実施し、共同学習や学校だよりの交換等の交流を行っています。

6 児童・生徒及び保護者・区民への理解啓発を行っています

各学校では人権教育の場を通して、障害の有無にかかわらず、児童・生徒が互いを認め合い、支えあう心を育てています。そのほか教育委員会では、リーフレットや広報紙、ホームページ等を活用して、特別支援教育についての理解啓発に努めています。

7 特別支援教育推進委員会を開催しています

支援策の進捗状況や課題の把握等を行うため、学校関係者や関係団体代表者等を構成員とする「特別支援教育推進委員会」を開催し、さらなる特別支援教育の充実に努めています。

(23) 放課後支援等の日中活動の充実

- ① 障害のある子どもの放課後子どもひろばや児童館の利用を促進するための環境づくりを引き続き進めていきます。
また、地域の同世代の子ども等との活動を通じて、子ども同士や保護者の交流を促進します。
- ② 障害児等タイムケア事業は、特別支援学校・学級に在籍する知的障害のある児童・生徒を対象に、社会生活のマナー習得や友人関係の構築及び家族の就労支援や休養（レスパイト）を図ることを目的に実施しています。
子ども総合センターに移転後、定員を拡大するとともに、利用対象者に肢体不自由児や重度重複障害児を加え拡充しましたが、今後は医療的ケアが必要な障害児について、受け入れ態勢の整備を検討します。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・ 日中一時支援（障害児等タイムケア）

(24) 障害等のある子どもへの専門相談の推進

重点的な取り組み

- ① 子ども総合センター（発達支援コーナー）では移転後、個別指導の対象年齢を小学校2年生まで拡大しました。障害のある子どもや発達に心配のある子どもの発達相談を行い、必要に応じて発達検査、聴力検査等を実施します。集団指導とともに、理学療法士（PT）*、言語聴覚士（ST）*、作業療法士（OT）*、心理指導員（臨床心理士等）による個別指導及び家族への支援の充実を図りました。

施策に関する主な事業

- ・ 発達相談（電話相談/来所相談）、
- ・ 発達支援（集団-親子通所、単独通所、就園児グループ）
（個別指導-作業療法、理学療法、言語療法、心理指導）
- ・ 障害幼児一時保育、在宅児等訪問支援

- ② 障害や発達に心配のある乳幼児に対して、発達専門の小児科医師による発達相談「すこやか子ども発達相談」を実施し、必要に応じて医療機関や療育機関等につなげる支援を継続します。

施策に関する主な事業

- ・ すこやか子ども発達相談（牛込保健センター）

- ③ 子どもの就学についての不安や悩みをもつ保護者の相談には、子どもの発達

や障害の状況に応じた教育環境等について、専門的な立場から保護者とともに考える就学相談を実施し、就学相談内容を就学先へ引き継ぎます。

- ④ 教育センターの特別支援教育センターを拠点に、医師・学識経験者や心理職等で構成する、専門家による支援チームの巡回相談を行い、学習障害・注意欠陥多動性障害・高機能自閉症等の発達障害があると思われる児童・生徒等に関する学校（園）等からの相談を受け、助言等を行います。

施策に関する主な事業

- ・特別支援教育の推進
 - ・巡回指導・相談体制の構築
- ⑤ 教育相談室では、臨床心理士等の専門の相談員が、子どもの性格、行動、心身の健康、発達等の問題について、面接による相談と、家庭の事情で来所できない方へは電話による相談を行い、子どもの発達に心配のある保護者への支援を継続します。
 - ⑥ ことばの教室では、言葉を聞く、話すについて心配がある子どもに、専門の指導員が面接し、必要に応じてことばの指導をするとともに、保護者への支援を継続します。

第3期障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業

- ・相談支援
- ・基幹相談支援センター
- ・児童発達支援

(25) 学校教育修了後の進路の確保

- ① 毎年行っている、特別支援学級及び特別支援学校の在籍状況調査を今後も継続し、その結果を「進路対策等連絡会」で確認するとともに、各年度の高等部3年生の状況を把握し、学校教育修了後の行き先の確保に努めていきます。
- ② 現在、特別支援学校高等部3年生の卒業後の意向を「進路対策等連絡会」で確認をしていますが、高等部1、2年生といった早い段階においても、卒業後の意向についての対応ができるような仕組み作りを、「障害者自立支援ネットワーク」等を活用しながら検討を進めていきます。

施策に関する主な事業

- ・障害者自立支援ネットワークの運営

新宿区立子ども総合センター発達支援コーナー（愛称：あいあい）

心身の発達に心配のある子どもや障害のある子どもとその保護者に対し、どの子ども家庭や地域で健やかに育つよう、福祉、医療、教育等の関係機関と連携を図りながら、子どもに関する総合的な支援を行っています。

また、平成23年度までの障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」は、平成24年度から、児童福祉法に基づく「児童発達支援」に位置付けられ、引き続き、事業を継続していきます。

子ども総合センターは、新しいサービス体系への移行後も、地域の中核的な療育施設としてさまざまな関係機関との連携を強化しながら、適切なサービスを実施していきます。

1 発達相談

0歳～18歳未満の子どもについて、電話相談や、来所相談（必要に応じて発達検査及び聴力検査等実施）を行っています。

2 発達支援

- ・「親子通所」0歳～概ね3歳の子どもと保護者
- ・「単独通所」概ね3歳～就学前の子ども
※ 「親子通所」「単独通所」は通所バス・給食サービスあり。
- ・「就園児グループ」幼稚園、保育園に在籍している3歳以上の子ども
- ・「個別指導」個別での支援が適切とされる0歳～小学2年生までの子ども

3 在宅児等訪問支援

子どもの状態や家庭の事情等で通所できない場合、家庭等へ訪問し、遊びや生活の支援、情報提供を行います。

4 障害幼児一時保育

一時的に保育が必要な時、心身の障害や発達に心配のある子どもを預かります。

◇ スタッフ構成

いろいろな職員の目を通して子どもの姿を見つめ、心身の豊かな成長・発達を目指した支援を行います。（福祉、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導員、小児科医、内科医、整形外科医等）



■ ライフステージに応じた成長と自立への支援

	専門療育期		特別支援教育期			就労・社会活動期	高齢期	
	0歳	1～6歳	6～12歳	12～15歳	15～18歳	18～64歳	65歳以上	
	乳児	幼児	小学生	中学生	高校生	学生・成人	高齢者	
療育・教育・相談関係	子ども総合センター（発達相談・療育（児童発達支援））							
	発達相談							
	発達支援							
	子ども総合センター・子ども家庭支援センター							
	子ども家庭総合相談							
	保健センター（乳幼児健診・相談）							
	すくすく赤ちゃん訪問事業							
	乳幼児健診							
	心理相談、育児相談相談、すこやか子ども発達相談							
						精神保健相談		
保育園・子ども園（障害児保育）								
発達相談								
障害児保育		（発達支援、障害乳幼児一時保育）						
特別支援教育								
					特別支援学校（都立）			
					特別支援学校・学級（区立）			
					通級指導学級			
					教育相談室（3歳～18歳）			
					ことばの教室（3歳～15歳）			
					特別支援教育センター（3歳～15歳）			
児童館・子ども家庭支援センター・子ども総合センター								
幼児サークル								
（居場所）	親と子のひろば		（子ども総合センター・子ども家庭支援センター）					
	児童館、子ども家庭支援センター							
				学童クラブ		（制度上は3年生まで、障害のある場合は6年生まで）		
				放課後ひろば		日中一時支援（障害児タイムケア）		
（一部入院・在宅系施設入所者にも該当）	障害福祉サービス・介護給付（障害者福祉課）							
	生活介護							
	・居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護							
						重度障害者等包括支援		
	短期入所（ショートステイ）							
	補装具							
	自立支援医療							
	地域生活支援事業（障害者福祉課）							
	相談支援							
				移動支援		生活サポート		
					日中一時支援	居住支援		
					コミュニケーション支援			
日常生活用具の給付								
住まいの場としてのサービス	障害福祉サービス・介護給付（障害者福祉課）							
	施設入所支援							
	共同生活介護（ケアホーム）							
	障害福祉サービス・訓練等給付（障害者福祉課）							
共同生活援助（グループホーム）								
地域生活支援事業（障害者福祉課）								
福祉ホーム								
就労・訓練関係	障害福祉サービス・訓練等給付（障害者福祉課）							
	自立訓練（一定期間）							
	就労継続支援							
	就労移行支援（一定期間）							
	一般企業就労							
新宿区勤労者・仕事支援センターでの就労支援								

個別目標2 多様な就労支援

基本施策1 多様な就労ニーズに対応できる重層的な支援体制の充実

現状と課題

- ① 自立した社会生活を送るうえで、就労・就業は大きな要素です。障害者にとっても、経済的な面ばかりでなく就労・就業により社会参加を図ることは、大変重要です。
- ② 企業就労が困難な障害者にとって、福祉作業所等の就労継続支援事業所は、生活支援を受けながら就労スキルを高める福祉的就労の場として、また、多様な就労形態の一つとして、大きな役割を果たしていますが、工賃は高いとは言えない事業所も多く、工賃の向上が課題です。
- ③ 福祉作業所等の就労継続支援事業所においては、利用者に対し企業内授産*等の施設外就労や、さらに企業実習等を通じ、さまざまな就労への支援を行っています。
- ④ 就職を希望する障害者に対しては、新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて就職の支援を行っています。また、就労訓練や体験の場としてコミュニティショップ*の運営やIT就労訓練を行っています。

個別施策の方向

(26) 就労支援の充実

重点的な取り組み

- ① ハローワーク等との連携を深め、企業に対し、国の障害者雇用施策や企業支援策の活用促進等により、雇用促進、実習受け入れ機会の拡充及び多様な雇用形態の創出等への取り組みを働きかけていきます。
- ② 障害者雇用を実施している企業に対して、障害者受け入れや困りごとに関する相談や、職場の障害理解促進の働きかけを行い、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを進めます。
- ③ 特例子会社や障害者雇用に積極的な企業との連携により、区内企業への障害者雇用啓発活動の強化を図ります。

- ④ 区と特別支援学校等による「進路対策等連絡会」や、関係機関で構成している「新宿区障害者就労支援ネットワーク会議」を活用し、切れ目のない就労支援を実施します。
- ⑤ 障害者の個々のニーズに応じた就労に向けての支援として、都のチャレンジ雇用や、区役所や区内大学等の社会資源を積極的に活用し、実習（インターンシップ）の場を充実するとともに、利用者本人や家族等を対象に、就労に関するセミナーを開催するなど、働く意欲の向上を図ります。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

新宿区第2次実行計画事業

- ・障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援

第3期障害福祉計画・児童福祉法に基づく事業

- ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型） ・障害者地域自立支援協議会

(27) 施設における就労支援の充実

- ① 区内の福祉作業所等の就労継続支援事業所に対し、「新宿区障害者による地域緑化推進事業」や区名刷り込み封筒の購入等を行っています。また、その他区事業の優先的発注等を行うとともに、新宿区社会福祉協議会や新宿区勤労者・仕事支援センター等との連携により工賃向上に向けた努力を促し、事業所の工賃向上への支援を行います。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成等

- ② 福祉作業所等の就労継続支援事業所における就労支援促進のため、施設外支援や施設外就労等の事業実施とともに、就労後の支援体制を継続するよう、就労継続支援事業所への調整・支援を行います。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・就労移行支援 ・就労継続支援（A型・B型）

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター

公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターは平成23年4月から「新宿ここ・から広場」内に整備された「しごと棟」の中で業務を開始しました。

センターでは区の就労に関する支援の拠点として障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援事業、障害福祉サービスを提供する就労支援事業所等を次のとおり運営しています。

○ 総合相談事業

勤労意欲を持つ障害者、高齢者、若年非就業者等の方々の相談に応じ、個々の状況や希望に応じた就労支援プログラムを検討し、財団で実施する他の就労支援事業やハローワーク等の関係機関と連携した就労支援を行うための総合的な窓口です。

○ 若年者就労支援事業

若者支援活動を行う団体活動の場として若年者就労支援室「あんだんて」を開設しています。ひきこもり状態にある若者や無業状態にある若者の相談に応じる若者総合相談窓口や、カウンセリング、ワークショップ、若年者自立支援イベント等を実施しています。

○ 障害者等就労支援事業

一般就労を希望する障害のある人等に、相談から職業評価、就職準備訓練、職場実習、面接同行等一般就労に向けた支援を行なうとともに、就職後も安定的に雇用が継続されるよう、職場訪問や企業側からの相談に応じるなど一貫した支援を行っています。

○ 障害者インターンシップ

障害のある人の一般就労を促進するため、新宿区役所、目白大学、新宿区社会福祉協議会等でインターンシップを行い、職業体験の場を提供していくとともに、区内施設内の就労希望者の掘り起こしを行い、障害のある人の一般就労への意欲を喚起しています。

○ 受注センター事業

公園清掃や消火器点検、封入作業等官公庁及び民間企業から受託する仕事を、就労移行支援事業所や就労継続支援B型事業所の利用者の仕事とするほか、仕事を希望する作業所等の区内福祉施設や障害のある人等に提供しています。

○ コミュニティショップ運営事業

障害のある人、若年非就業の方等に就労機会や就労訓練の場を提供するため、福祉的就労と一般就労の狭間にある多様で中間的な就労の場として、コミュニティショップ（ふらっと新宿及びスイング）を運営する事業です。

- ・ふらっと新宿 東戸山店（ここ・からカフェ）新宿7-3-29しごと棟内 レストラン
- ・ふらっと新宿 高田馬場店 高田馬場4-28-19 福祉商品、飲み物・軽食等
- ・ふらっと新宿 新宿スポーツセンター店（ベジタブルカフェふらっと）大久保3-5-1 レストラン
- ・ふらっと新宿 四谷店 内藤町87四谷区民センター内 福祉商品、リサイクル品等の販売
- ・ふらっと新宿 若松河田駅構内店（きぼう工房2939Espoir）河田町10-10 パン等の販売
- ・ふらっと新宿 落合店（ふらっとひとやすみ）中落合1-17-1 昼食等の提供、ふれあいサロン
- ・スイング 大久保3-1-2 コズミックススポーツセンター内（スポーツ用品、お菓子、ドリンク類等）

○ IT就労訓練事業

職場への通勤等が困難な精神障害のある人や若年非就業の方が、体調やライフスタイルにあわせて福祉的サポートを受けながら就労訓練を行い、企業就労への移行を目指しています。訓練内容は、パソコン等の情報機器を活用した印刷関連業務、データ入力、ホームページ作成等です。

○ 障害福祉サービス事業

就労移行支援事業所「わーくす ここ・から エール」では、一般就労を希望する障害のある人が、有期限（原則2年間）のプログラムに基づき、知識、能力の向上、実習等の必要な訓練や職探しを通じて、適性にあった職場への就労を目指します。

就労継続支援B型事業所「わーくす ここ・から スマイル」では、一般就労が困難な障害のある人に対して、一定の工賃水準のもとで継続的な就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

トピックス

新しく「高田馬場福祉作業所」が開設します。

老朽化した新宿リサイクル活動センターと消費生活センター分館を一体的に建て替え、リサイクル活動センター等を併設した複合施設として新たな高田馬場福祉作業所を平成25年9月開設に向けて整備します。

移転後の高田馬場福祉作業所では、定員を54名から60名に増やし、障害者就労の場として充実を図ります。

障害者の雇用 ～法定雇用率について～

「障害者雇用促進法」により、事業主は、常時雇用する労働者数に対して国が定めた割合以上の障害者を雇用しなくてはなりません。この割合を法定雇用率といいます。

法定雇用率

民間企業	一般の民間企業	1.8%
	特殊法人等	2.1%
国及び地方公共団体	国、地方公共団体	2.1%
	都道府県等の教育委員会	2.0%

障害者雇用に伴う経済負担を調整する「障害者雇用納付金制度」

事業主が障害者を雇用する場合には、作業設備や職場環境を改善したりするなど、経済的な負担がかかります。このような障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するために、「障害者雇用納付金制度」が設けられています。

これは、法定雇用率を達成していない事業主から、雇用障害者数が1人不足するごとに月額5万円の納付金を納付してもらい、それを財源として、法定雇用率以上の障害者を雇用している事業主に対し、障害者雇用調整金を支給するというものです。

○ 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主）

不足1人月額5万円徴収（常用労働者200人超^{※1}）

○ 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主）

超過1人月額2万7千円支給（常用労働者200人超^{※2}）

※1 平成27年4月より100人を超える事業主に拡大。

※2 この他、200人以下（平成27年4月より100人以下）の事業主については報奨金制度あり。

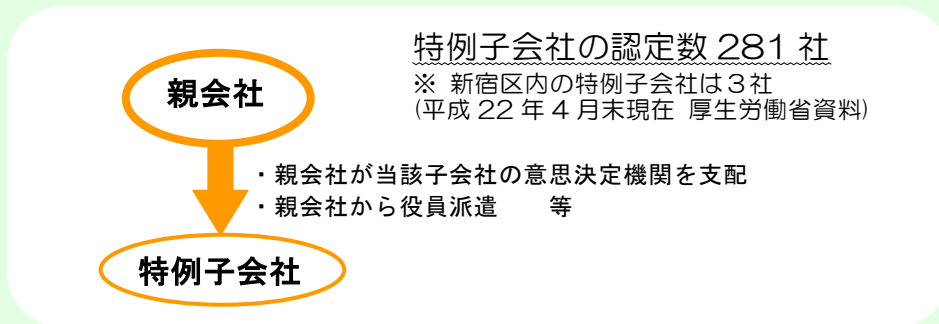
（障害者を4%または6人のいずれか多い人数を超えて雇用する場合、超過1人月額2万1千円支給）

特例子会社制度について

国は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下、「障害者雇用促進法」といいます。）を制定し、事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務づけています。具体的な制度として「特例子会社制度」が昭和62年の法改正により法律上規定されました（昭和63年4月施行）。

○ **特例子会社制度の概要** 「特例子会社制度」とは、障害者の働く環境に配慮した子会社を設立し、一定の要件を満たす場合、その子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているとみなし、雇用率を算定できる制度です。

企業側は障害者雇用のための各種助成金が支給され、車椅子用トイレ等施設の整備や、就労指導員の配置を集中的に行うことができます。また、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8%）だけでなく、企業のイメージアップにもつながります。



○ **特例子会社によるメリット**

【事業主にとってのメリット】 障害の特性に配慮した仕事の確保や職場環境の整備が容易で障害者の能力を十分に引き出すことができる、きめ細やかな雇用管理ができる、企業のイメージアップにつながるなどです。

【障害者にとってのメリット】 障害者に配慮された職場環境で能力を発揮する機会が確保される、雇用機会の拡大が図られる、比較的安定した労働条件であるなどです。

○ **特例子会社の仕事** 例えば、新宿区内にある百貨店では各売り場で接客の合間に行っていた作業を、特例子会社で行うことにより、売り場は本来の業務に集中でき、生産性の向上が実現されています。

〔仕事内容（一部）〕

- | | |
|------------|--------------------|
| ・ 紳士、婦人服売場 | 贈答用のリボンの手作り、シール貼り |
| ・ 食品売場 | 製造年月日、賞味期限シールの日付押印 |
| ・ リビング売場 | プライスチップの作成 |

基本施策2 安心して働き続けられるための支援

現状と課題

- ① 障害者が就職し職場定着するためには、就業支援だけでなく、生活リズムの確立や健康管理等、生活面からの支援も必要です。
- ② 一般企業に就職する障害者が増加する一方で、職場適応や健康上の問題等で離職する人も少なくありません。就職後も安定して働き続けられるような支援が重要です。
- ③ 離職後に適切な就労支援が受けられず在宅生活を余儀なくされている人も多く、また、在職中に体調等を崩し休職する人もいます。再就職や職場復帰のために適切な支援が行える仕組みづくりが求められています。

個別施策の方向

(28) 就労の継続及び復職等の支援の強化

- ① 就労を希望する障害者や在職中の障害者が、就職や仕事を継続するために、「新宿区勤労者・仕事支援センター」を中心に、職場、ハローワーク、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、特別支援学校等と連携を強化し、就業面と生活面の両面から一体的な支援をより充実させます。
- ② 疾病や障害を持ちながら仕事を続けていけるよう、就労後の支援を強化するとともに、休日や勤め帰りに障害を持ちながら働いている仲間同士が話し合える場を整備するなど、仲間づくりができるよう取り組みます。
- ③ 離職した人の再就職や、休職中の人の職場復帰の支援に取り組みます。

施策に関する主な事業

- ・新宿区勤労者・仕事支援センター運営助成

新宿区第2次実行計画事業

- ・障害者、高齢者、若年非就業者等に対する総合的な就労支援

個別目標3 社会活動の支援

基本施策1 社会参加の充実

現状と課題

- ① 障害者が、地域での日常生活を円滑に送ることができ、積極的に社会参加ができるように、それぞれの障害の状況や地域社会への参加の意欲に応じた支援が重要です。
- ② 日中活動の促進のため、日中活動の場の整備とともに、障害特性に配慮したコミュニケーションや移動の支援に関するサービス提供が求められています。
- ③ 地域において障害者が日中の活動を行えるよう、文化・スポーツ活動等、障害のある人もない人も一緒になって気軽に参加できる、各種機会の提供に努めています。
また、活動への積極的参加を支えるための支援も行っています。各種事業を開催する際には、障害者が参加しやすいような配慮と環境を整えることが重要です。

個別施策の方向

(29) コミュニケーション支援・移動支援の充実

- ① 障害者が地域での日常生活を円滑に送ることができるとともに、積極的な社会参加活動ができるように、必要なサービスの利便性を向上させ、障害特性に応じた使いやすいサービスの充実に努めます。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・同行援護 ・移動支援
- ・コミュニケーション支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、区役所手話通訳者設置）
- ・日常生活用具（情報・意思疎通支援）

(30) 文化・スポーツ等への参加の促進

- ① 生涯学習・スポーツ等の関係団体や障害者団体等と連携・協力し、障害者が文化・スポーツ活動を楽しめる機会を提供します。また、各種講座やスポーツ教室、講演会等の周知を行います。

施策に関する主な事業

・ 障害者スポーツ・学習交流事業（全 11 事業） ・ 青年教室

- ② 障害者の文化・スポーツに関わる人材の育成のための講習会等を開催し、人材の登録や事業内容及び機会の充実を進めます。

施策に関する主な事業

・ 障がい者との関わり方講習会

(31) 社会参加の促進への支援の充実

- ① 障害者の地域における社会参加のために、リハビリテーションやグループによる活動等、障害の状況に応じた方法により、社会体験を積み重ね、日常生活が豊かなものになる支援を進めます。障害者福祉センターでは、障害者の社会参加促進の一環として、さまざまな講座や講習会を実施しています。

今後も、講座を修了した障害当事者によるサポート等、多様な試みにより、障害種別や程度に応じたきめ細かな配慮による、多彩なメニューのサービスの提供を行います。

施策に関する主な事業

・ 障害者福祉センターの管理運営

- ② 障害者自らが、地域の学校等での車椅子体験や障害高齢疑似体験・手話体験等の体験学習や福祉教育活動にボランティアとして参加するなど、生きがいや社会的役割を担い、自己実現の場としての活動を支援します。

基本目標3 地域社会における バリアフリーの促進

個別目標1 こころのバリアフリーの促進

基本施策1 障害理解の促進

現状と課題

- ① 障害及び障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、区の広報、ホームページ、講演会、障害者週間等の機会をとらえ、障害理解の啓発・障害理解の教育の推進・広報活動を行っていますが、十分とはいえません。
障害に関する理解不足や誤解のために、障害者が偏見・差別等による不利益を受けることがないように、さらなる普及啓発活動が必要です。
- ② 教育課程の中では、通常学級と特別支援学級とのさまざまな交流の機会を設けて相互理解を進めています。
また、教職員対象の研修等を通して障害理解を深めるとともに、人権尊重に立った児童・生徒の人間形成を図っています。今後も引き続き推進していく必要があります。

個別施策の方向

(32) 障害理解への啓発活動の促進

- ① 障害理解への啓発活動の機会や方法・内容等を充実し、一層の理解の促進を図ります。特に、一般の理解が遅れているとされる精神障害、知的障害、発達障害、高次脳機能障害等について、障害特性や必要な配慮等に関する理解が深まるよう、普及・啓発を進めます。

施策に関する主な事業

- ・精神保健講演会
- ・パンフレット、リーフレットの作成・配布
- ・こころのバリアフリーの促進

- ② 地域での障害理解の促進のため、障害者の通所及び入所施設等の作品展や発表会、体験会、講習会、交流会等、引き続き推進します。

なお、体験会、講習会、交流会等には障害者自身や家族にも参加の機会を提供することで、障害に対する理解の促進を図るとともに、自己実現の場となるよう支援します。

(33) 障害理解教育の推進

- ① 小・中学校の総合的な学習の時間等で、障害者自身や家族の協力を得て、体験学習や福祉教育活動の交流・ボランティア体験を充実させ、こころのふれあいによる児童・生徒の障害理解を推進します。

- ② 通常の学級の児童・生徒と、特別支援学級や特別支援学校の児童・生徒の交流及び共同学習等をより一層促進していくことで、障害理解を推進します。また、副籍制度を活用し、交流及び共同学習を推進します。

- ③ 教職員に対する研修等、障害に関する理解を深める機会を充実させ、差別や偏見を許さない人権尊重について児童・生徒の育成を図ります。

また、特別支援教育に関する理解啓発を図るために、資料を作成するなどして障害のある幼児・児童・生徒に対する正しい認識と理解を深めるように努めます。

(34) 広報活動の充実

- ① 障害者週間（12月3日～9日）における広報掲載や精神保健講演会等、時事のテーマを取り上げるなど、効果的な広報活動を展開します。

施策に関する主な事業

・こころのバリアフリーの促進

- ② 障害及び障害者に対する理解と認識を深めるために、区民等に対して、さまざまな機会を積極的に活用し、区の広報紙やホームページとあわせて広報のための活動を工夫し推進します。

基本施策2 交流機会の拡大、充実による理解の促進

現状と課題

- ① 子どもから高齢者までさまざまな年代において、地域で交流しあえる機会を設け、障害のある人とない人とが相互に理解しあうことで、障害理解を促進しています。
また、交流することで障害者の生活の幅を広げることもつながっています。
今後は、障害者が地域の行事等の活動にも参加する機会を提供する取り組みが重要です。

個別施策の方向

(35) 互いに交流しあえる機会の充実

- ① 障害等のある子どもの「放課後子どもひろば」や児童館の利用を促進し、障害のある子どもとない子どもとが交流することで、子ども同士や保護者のこころのバリアフリーを促進します。

施策に関する主な事業

放課後子どもひろば、児童館事業、学童クラブ

新宿区第2次実行計画事業

児童館における指定管理者制度の活用、学童クラブの充実

- ② 小・中学校の総合的な学習の時間等で、障害者自身等の協力を得て、車椅子体験や障害高齢疑似体験・手話体験等の交流・ボランティア体験等を充実させ、交流を深めます。
- ③ 区民のみならず新宿に集まるさまざまな人と交流できる機会を、障害者をはじめ、家族や障害者団体、施設等、幅広い参加・協力により充実させます。

(36) 地域で交流する機会の充実

- ① 障害者が地域での活動に参加・交流し、相互に理解を図るための活動を進めていくとともに、広報活動を強化して、福祉作業所等で実施している地域との交流イベント等の活動を周知して参加者の拡大等を図ります。また、地域で開催される行事等に、障害者が積極的に参加し、交流がさらに広がるよう促します。

障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展等

「障害者福祉施設共同バザール・障害者作品展」は、例年12月に、新宿駅西口広場イベントコーナーで開催しています。区内の作業所などの利用者が作った作品などの展示や販売、また、障害高齢擬似体験なども行っています。（平成23年12月8日、9日に開催しました。）



『地域との交流』

毎年10月の日曜日に、新宿区立障害者福祉センターで『センター祭』を開催しています。

地域の皆さんとの交流や、センター利用者の普段の活動成果などを披露する場として開催しています。

毎年たいへん多くの方が来館し、作品等を鑑賞したり模擬店を回ったりと、センター利用者とのふれあいを楽しんでいます。

福祉作業所等でも、地域の皆さんとの交流イベントの開催や、地域でグループによる社会参加活動等を行っています。



基本施策3 情報面のバリアフリーの促進

現状と課題

- ① 区からの情報については、多様な手法により提供を行っていますが、必要な情報が障害者に伝わるよう、一層の工夫と細やかな支援が必要です。また、情報技術の急速な発達による障害者のコミュニケーションに役立つ機器・道具等について、活用の方法を検討します。

個別施策の方向

(37) 多様な手法による情報提供の充実

- ① 区が発行する文書や広報紙をはじめ、図書館にある図書等は、SP コードの添付・点字版・カセットテープ版の発行や、区ホームページへのウェブ・アクセシビリティ*をより向上させることにより、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう利便性を高める工夫と細やかな支援を進めます。

施策に関する主な事業

- ・広報紙の発行、及び配布 ・区政普及のための出版物の発行及び配布
- ・ホームページの管理運営

新宿区第2次実行計画事業

- ・ホームページのリニューアル

- ② 福祉サービスについては、「障害者福祉の手引」や「障害者自立支援法について（パンフレット）」を作成し配布しています。今後は、ルビや点字プリンターの活用、SP コードの添付等、障害当事者の意見も伺いながら、分かりやすいパンフレット等を作成していきます。

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・コミュニケーション支援（手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、区役所手話通訳者設置）
- ・日常生活用具（情報・意思疎通支援）

視覚や聴覚等に障害のある人への情報提供のサービス 新宿区立図書館

【 活字を読むことが困難な方へ 】

- 「対面朗読」(中央・四谷・鶴巻・西落合・戸山図書館)
図書館の資料やお手持ちの資料等を朗読します。
- 「録音図書の製作・貸出」(戸山図書館)
録音図書(カセットテープ版・DAISY版)を約600タイトル所蔵し、貸出しています。所蔵していない録音図書は、全国の図書館からお取り寄せするか、新たに作成してお貸しします。
- 「大活字本の貸出」(中央・こども・戸山図書館)
弱視の方、高齢の方にも読みやすい、活字の大きさが4倍程度の本を約1,900冊所蔵し、貸出しています。
- DAISY再生機器の貸出及び操作説明(戸山図書館)
DAISY再生機器の貸出と操作説明を行っています。
- 音声・拡大読書器の設置(中央・戸山図書館)
活字を拡大して読むことのできる拡大読書器や、印刷された活字文書を読み上げる読書器を設置しています。

【 図書館への来館が困難な方へ 】

- 「家庭配本」(中央図書館)
区内にお住まいで、障害、高齢、病気等の理由で図書館への来館が難しい方に、希望の資料をご自宅へお届けします。

その他区内等の民間施設

- 社会福祉法人日本点字図書館(高田馬場 1-23-4)
○点字図書や録音図書の貸出・製作・出版等
- 社会福祉法人日本盲人会連合(西早稲田 2-18-2)
○点字図書館、点字出版、録音制作等
- 社会福祉法人東京ヘレン・ケラー協会(大久保 3-14-20)
○点字図書館、点字出版、点字講習等
- 社会福祉法人聴力障害者情報文化センター(目黒区五本木 1-8-3)
○聴力障害者に対する情報提供等

個別目標2 福祉のまちづくりの促進

基本施策1 人にやさしいまちづくり

現状と課題

- ① 区では障害者をはじめとして、高齢者・妊婦・子ども等に配慮した視点で、バリアフリーによるまちづくりを総合的に推進しています。障害のある人もない人も、誰にでもやさしい「ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくり」を進めていくことが求められています。

個別施策の方向

(38) ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

重点的な取り組み

- ① ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進
平成22年度に策定したユニバーサルデザイン・まちづくりガイドラインを、各種催し等における展示や説明会、まちづくり事業等を通じて区民や事業者へ普及・啓発していきます。同時に区職員に対しての研修も行い、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを進めていきます。
障害者や有識者等で構成する推進組織と庁内関係部署による推進会議との連携により、情報の共有化や推進に向けた検討を行います。

施策に関する主な事業

- ・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進

新宿区第2次実行計画事業

- ・ユニバーサルデザイン・ガイドラインの推進

- ② 交通バリアフリーの整備推進

「新宿区交通バリアフリー基本構想」*に基づき策定された、重点整備地区（新宿駅周辺地区・高田馬場駅周辺地区）における特定事業計画の進行管理を行います。

また、重点整備地区以外の鉄道駅のバリアフリー化について、鉄道事業者に働きかけるとともに、ホーム柵設置に対して補助を行います。

施策に関する主な事業

- ・鉄道駅のバリアフリー化

③ 道路の改良・道路のバリアフリー化

引き続き、障害者ニーズに迅速に応えていくため、歩道の段差解消や視覚障害者用誘導ブロックの設置等の整備及び維持管理を実施します。

施策に関する主な事業

- ・道路の改良

新宿区第2次実行計画事業

- ・道路のバリアフリー化

④ 障害者・高齢者に配慮した公園の整備

公園の新設改良の際に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいた、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成20年1月、国土交通省）」に従って、段差解消、スロープの整備、出入口の改良等の整備を行います。

施策に関する主な事業

- ・みんなで考える身近な公園整備
- ・区民ふれあいの森の整備

新宿区第2次実行計画事業

- ・みんなで考える身近な公園整備
- ・区民ふれあいの森の整備

⑤ 清潔できれいなトイレづくり

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づいた、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（平成20年1月、国土交通省）」に従って整備を行います。

施策に関する主な事業

- ・清潔できれいな公園トイレづくり
- ・清潔できれいな公衆トイレづくり

新宿区第2次実行計画事業

- ・清潔できれいなトイレづくり

⑥ 放置自転車対策

歩道上等に放置された自転車の減少・解消に向けて、区内全駅（31駅）のうち放置自転車がある30駅に自転車駐輪場を整備します。併せて、撤去活動や駅周辺での整理指導員による声かけや地域住民との協働による啓発活動を行うなど、放置自転車の減少・解消を進めます。

施策に関する主な事業

- ・ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進

新宿区第2次実行計画事業

- ・自転車等の適正利用の推進（駐輪場等の整備）
- ・自転車等の適正利用の推進（放置自転車の撤去及び啓発）

コラム

ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が快適に利用しやすいよう、製品や建造物、都市や生活環境をデザインすることです。

本計画の(38)「ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりの促進」の主な事業は、建築物や道路、都市基盤等、いわゆる「ハード」のものを対象としています。

また、情報やサービス等、いわゆる「ソフト」に関しても新宿区等の公共主体や民間企業等の多くでは、ユニバーサルデザインに係る取り組みを行っています。

○ サービスやものづくりでの例

「ホームページ」 新宿区では、区のホームページを利用しやすいように、心身の機能に制約がある方でも、ホームページで提供される情報を問題なく得られるよう、ウェブ・アクセシビリティを導入しています。

「電磁調理器」 加熱中は擬似的な赤色証明により、加熱していることが使用者に伝わり、消し忘れも防いでいます。

○ 生活空間やまちづくりへの適用例

「高さの異なる洗面台」 トイレ等にある3つの高さの手洗いシンクは、背が低い子どもや車いす利用者等が使いやすいようになっています。

「自動ドア」 建物の設備のうちエレベーターと同じく、特定の利用者を対象としない、だれでも利用しやすい設備です。

基本施策2 人にやさしい建築物づくり

現状と課題

- ① 障害者や高齢者等が、住み慣れた環境の中で心豊かに暮らせるように、さまざまな住宅施策に取り組んでいます。しかし、住んでいる住宅がバリアフリーとなっていないため困っていることや、住み替えにあたって、障害者や高齢者等が転居先の住宅を探すのは容易ではなく、円滑な転居が困難なことも少なくないことがあり、施策の充実が求められています。
- ② 障害者や高齢者等が利用しやすい建物への配慮には、家主や建築主等の理解・協力を得ながら進めていくことが必要です。

個別施策の方向

(39) 建築物や住宅のバリアフリーの普及

- ① 障害者や高齢者等が利用しやすい建物への十分な配慮に向けて、住宅等の家主や不動産業者、民間の建築物等の建築主や設計者が果たす役割は非常に大きなものがあり、基準等による指導を含め理解・協力を得ながら進めます。

施策に関する主な事業

- ・人にやさしい建物づくり
- ② 障害者や高齢者等への住宅相談、情報提供等の周知を進めるとともに、住宅等の家主や不動産業者にあんしん居住制度等の周知や啓発を進め、住宅の積極的な提供を促します。

施策に関する主な事業

- ・高齢者等入居支援 ・住み替え相談 ・住み替え居住継続支援
- ・区営住宅等の供給（障害者割当） ・あんしん居住制度（都制度）

新宿区第2次実行計画事業

- ・高齢者等入居支援

第3期障害福祉計画に基づく事業

- ・居住サポート ・住宅改修費